

令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）

令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和2年11月25日提出

長崎県知事 中 村 法 道

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 農林水産業費			千円 28,042
	1 林業費		28,042
		造林費	28,042
合		計	28,042